イ　国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用するものとする。

3　選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくものとする。

また、外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努めるものとする。

さらに、生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出又は分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするものとする。

4　特定外来生物の選定に係る意見の聴取

⑴　生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

ア　生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴くこととする。

イ　学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

ウ　特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験者をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

エ　意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

オ　学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

カ　意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

⑵　パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法（平成５年法律第88号）に基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

⑶　ＷＴＯ通報手続

特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関（ＷＴＯ）・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（ＳＰＳ協定）に整合するよう、ＷＴＯ加盟国への通報手続を行い、特定外来生物の指定を的確に進める。

第３　特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養等をした結果、遺棄又は逸出等によって野外に放たれることに起因している。

このため、特定外来生物の飼養等、輸入及び譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）は原則禁止とし、適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り主務大臣による許可をもってその国内での飼養等を認めることとする。また、特定外来生物の野外への放出、植栽又は種（以下「放出等」という。）についても原則禁止とし、防除技術の開発など、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣による許可を受けた場合には、放出等を認めることとする。あわせて、防除手法として不妊化した特定外来生物を大量に放出等することが効果的な場合など、本法第３章の規定による防除に係る放出等については、防除の公示に示された事項に即して主務大臣等が行う場合及び当該公示された事項に適合する旨の確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた民間団体が行う場合に限り、放出等を認めることとする。

1　飼養等の許可の考え方

⑴　特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出等の防止が図られている場合、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手続を経る時間的余裕がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

⑵　飼養等の目的

学術研究のほか、展示、教育及び許可規制を行うことで遺棄又は逸出等に対して十分な抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

なお、これまで安易な飼養等により遺棄又は逸出等がなされ、外来生物が野生化して生態系等に被害を及ぼしている例がある愛玩目的の飼養等については、特定外来生物の指定の際、現に飼養等している個体を継続して飼養等する場合であって、かつ繁殖を行わない場合に限り、許可の対象とする。

⑶　特定飼養等施設の施設基準

特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則として、次の考え方によるものとする。

ア　特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。

イ　人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生物に接触できない構造及び強度とすること。

⑷　許可条件

飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間、特定飼養等施設で取り扱うことのできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付すものとする。

⑸　飼養等の方法

許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付けるものとする。

ア　特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ　許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。

ウ　許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあっても、みだりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等については、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

⑹　その他

国は、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさないため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

2　個体の処分

特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年７月総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。

3　輸入の禁止

許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないようにするため、関係府省で連携して輸入の禁止の徹底に努める。

4　譲渡し等の禁止

譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内で譲渡し等をする場合、本法に基づく防除等により飼養等をすることとなった特定外来生物をその防除等の一環として適正に処理するため譲渡し等をする場合、災害時において緊急に対処すべき場合又は公的機関に対する譲渡し若しくは引渡しに該当する場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能なやむを得ないときに限ることとする。